

【目次】

1. 公益法人運営のワンポイントアドバイス

- 社員総会参考書類等に関する電子提供措置について
 - 収支相償についての指導に関する通報窓口の設置について（再掲）
-

1. 公益法人運営のワンポイントアドバイス

■社員総会参考書類等に関する電子提供措置について

会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第 7 1 号）により、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 1 8 年法律第 4 8 号。以下「一般法人法」という。）が改正され、公益社団法人においては、本年 9 月 1 日から、社員総会の参考書類等につき電子提供措置をとることができるようになりました。

公益社団法人における電子提供制度の導入は任意になります。今回はその概要につき簡単に御紹介しますので、採否の参考としてください。

なお、電子提供制度につきましては、「公益法人 information」 (<https://www.koeki-info.go.jp/>) から御覧いただける、「公益法人制度等に関するよくある質問（FAQ）」（問Ⅱ - 7 - (6)）のほか、「公益認定のための「定款」について」も御参照ください。

1 定款の定めについて

公益社団法人は、社員総会参考書類等の内容である情報につき、定款の定めを設けることにより、社員総会の招集通知に際して電子提供制度を利用することができます（一般法人法第 4 7 条の 2 柱書前段）。定款には、電子提供措置をとる旨を定めれば足り（同法第 4 7 条の 2 柱書後段）、電子データを提供するウェブサイトのアドレスまで記載する必要はありません。

また、公益社団法人が社員総会の決議により定款を変更して、電子提供措置をとる旨の定款の定めを設定したときは、当該定款の変更の効力発生日から 2 週間以内に、変更の登記の申請をしなければなりません（同法第 3 0 1 条第 2 項第 4 号の 2、第 3 0 3 条）。

電子提供措置をとる旨の定款の定めがある公益社団法人においては、原則として電子提供措置をとることが義務付けられます（同法第 4 7 条の 3 第 1 項）。この点につき、例外として、書面による議決権行使を認め、議決権行使書面を社員に交付する場合には、議

決権行使書面に記載すべき事項に係る情報については電子提供措置を講じる必要はないとされています（同法第47条の3第2項）。

2 電子提供措置について

電子提供措置とは、法人が自身のホームページ等のウェブサイト上に社員総会参考書類等をアップロードすることが想定されており、当該ウェブサイトのアドレスを招集通知に記載又は記録することにより社員に通知することとなります。

電子提供措置の期間は、社員総会の日の3週間前の日又は招集通知を発した日のいずれか早い日から開始し、社員総会の日後3か月を経過する日までの間とされています（一般法人法第47条の3第1項）。

なお、電子提供措置をとる場合の招集通知の発送期限は、社員総会の日の2週間前までとされています（同法第47条の4第1項）。

3 書面交付請求について

電子提供措置をとる旨の定款の定めがある公益社団法人の社員は、当該法人に対して、電子提供措置事項を記載した書面の交付を請求することができます（一般法人法第47条の5第1項）。これは、インターネットの利用が困難な社員に対する配慮によるものであることから、社員総会の招集通知を電磁的方法により発することにつき個別の承諾をした社員（同法第39条第3項）は、その対象から除かれています（同法第47条の5第1項）。

当該書面の交付の請求をした社員に対しては、社員総会の招集の通知に際して、電子提供措置事項を記載した書面を交付する必要があります（同法第47条の5第2項）。

■収支相償についての指導に関する通報窓口の設置について（再掲）

収支相償については、これまでの本メールマガジンにおいても、以下のとおり周知を行ってまいりました。

収支相償は、公益認定法第5条第6号及び第14条に基づくものであり、公益法人が税制優遇を受ける前提となるものです。

収支相償は、公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えないという基準ですが、公益法人制度等に関するよくある質問（FAQ）問V-2-(3)にも掲載しておりますとおり、単年度で必ず収支が均衡することまで求めるものではなく、中長期で収支が均衡することが確認されればよいものです。

<https://www.koeki-info.go.jp/faq.html>

しかしながら、一部法人からは、「収支相償に関して、毎年度、赤字を出し続けることが困難」といった声が上がっていると認識しています。

各公益法人におかれましては、あらためて上記内容をご確認いただくとともに、行政庁から中長期での収支の均衡を考慮することなく「単年度であっても黒字を出してはいけない（毎年度、必ず赤字でなければならない）」旨の指導を受けているということがありましたら、以下のメールアドレス宛に情報提供ください。

内閣府において事実確認をいたします。

○収支相償についての指導に関する通報窓口

koeki_kaikei.j7w@cao.go.jp

※ご提供いただいた方の情報については、第三者に提供いたしません。

このメールマガジンは送信専用メールアドレスから配信されています。
◇新規登録・登録解除（配信停止）、バックナンバー参照はこちらから
<https://www.koeki-info.go.jp/other/mailmagazine.html>

[内閣府 公益法人メールマガジン]

発行：内閣府公益認定等委員会事務局総務課広報担当

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 3-5-1 虎ノ門 37 森ビル 12 階

TEL:03-5403-9586

Mail:koeki-seminar.s8h/アットマーク/cao.go.jp

送信の際は「/アットマーク/」を「@」に置き換えてください。

<国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト：公益法人 Information>

<https://www.koeki-info.go.jp/index.html>

COPYRIGHT(C)2022 Cabinet Office, Government of Japan. ALL RIGHTS RESERVED.

本メールの無断転載を禁止します。